

# 1. 「教育の日」の制定の趣旨と意義

## (1) 制定に向けて

平成8年6月より「教育の日」制定を目指した活動を開始した。平成9年秋に全国各都道府県の退職校長会の意向調査をした。その結果、回答数の約80%の団体が賛意を表された。平成10年度常任理事会の了承を得て、「教育の日」制定推進委員会を設置し、全面的に活動を開始した。

我が国は「21世紀を展望した教育の在り方」について審議が進み主体的に生きる力を備えた心豊かな日本人の育成を目指した教育の姿が明らかにされた。しかし、国家百年の計と言われる教育の重要性についての各界・各層の認識が不十分であり、教育を担当し、真摯な努力・精進を重ねている教育関係者への尊敬の念も薄れきっている。

このことは日本の将来にとってゆるぎないことであり、寒心に堪えない。全連退は、ここに教育尊重の気運を高揚し、国民挙って教育の大切さを考え、その振興を期する日としての「教育の日」を制定し、教育立国日本の建設を目指す意志を固め、組織での検討を経て「趣意書」を作成した。

今日の学校・家庭・地域社会の一部に見られる異常とも思える現象は、教育関係者のみならず国民の心を震撼させている。この異常と思える現象を一気に沈静化させる術は、直ちに見つからないかもしれないが、1年に一日でもよい、国民一人ひとりが個人で、仲間の人々と、地域の人々と“今の教育の在り方考える”機会を設け相互に考え、話し合い、そこで見出したことを教育関係機関や報道機関等に伝え世間に問うことが大切である。また、我が国は教育に尽瘁された先人の偉業を偲び、現に教育に精進されている人々の志氣を高めることも、教育の在り方を考える一方策である。全連退の考えている「教育の日」は、このように我が国教育の一層の振興を期して共に考える日としての制定を目指している。

## (2) 提言した趣意書

国家百年の計は教育に在ると言われています。今日、日本の教育の現状をおもんみるに、生涯学習社会の形成を目指し「生きる力」の育成を意図した教育の改革が進んでおります。しかし、大戦後半世紀余を経た現在、国際化や情報化の進展、環境問題の発生等、急激な社会変化が進み広範囲に亘り憂慮すべき状況が続発するものと考えざるを得ません。

この重大な状況を根底から改善するには、国際社会の中で主体的に生きることの出来る日本人の育成を目指した教育の振興・充実が必要です。そのためには諸条件の改善・整備・充実をはかり、並びに生涯学習の振興に努めることが大切であると考えます。また教育に携わる人々が、その使命・役割を自覚し、志気を高め、国民から厚い信頼と尊敬を得て、意欲を持って充実した教育に当たることが肝要と考えております。

ここに、広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての「教育の日」を制定することの意義を見出しました。

このことが、我が国教育の一層の充実と正常化を招き、更なる文化国家日本の建設への道であり、世界の国々から、より信頼を得ることになると確信いたしております。

つきましては、本会の意図する「教育の日」制定の趣旨をご検討いただき、その実現にご参加、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 「教育の日」制定に向けての手順・手引き（例）

「教育の日」制定について先進県の取り組みを見ると大きく二つに分けられる。

一つには、各市町村からの盛り上がりを期待し、大方の市町村が制定するのを待って県段階での制定の運びにまとめあげる方式。二つには、現下に発生する教育に関わる問題行動を見たとき、教育振興を図るために急を要するとして、首長部局及び県教委が、県下の関係諸団体と協議し協力を得て「教育の日」を制定し教育再生をはかる方式。

制定の方法は、県の条例として定めたもの、「教育の日」を定める規則、要綱、告示、決議、宣言などの形で制定されている。

次の〈A案〉〈B案〉の手順・手引きを参考に制定運動が促進されることを期待する。

### 〈A 案〉

1. 総会、役員会、その他、会報等を通じ「教育の日」制定の意義・趣旨などを繰り返し説明し、会員の理解の深化と意識の高揚を図る。
2. 退職校長会主催の研修会、講演会などを開催する。行政関係者を招く。
3. その時、関係教育諸団体の長に案内し出席を要請し、つながりをつくる。
4. 相互参加・交流を積み重ね、他団体との関係の親密化を図る。
5. 関係団体共催の形で一つの教育行事を開催することを考え、推進委員会をつくる。
6. 共催の形で教育行事を開催する。教育委員会関係者を来賓・指導者・助言者として招く。
7. その日を「教育の日」として立ち上げることもある。
8. 趣旨賛同団体を拡げ、教育関係以外の諸機関、団体に働きかけ、輪を広げる。
9. 「教育の日」制定実施委員会を組織し、教育委員会、知事部局、議会にも働きかける。
10. 必要に応じ並行して条例制定の動きも進める。
11. 条例制定を得て、全地区として「教育の日」の行事・事業等の充実を図る。
12. 条例制定を得なくとも、地域として主体的に「教育の日」を開催することも当然である。

### 〈B 案〉

1. 退職校長会内部で先ず「教育の日」制定発起人会を組織する。
2. 「教育を語る会」等を開催する。地区内教育関係団体、更に一般団体等にも呼びかける。教育委員会から指導者・助言者を招く。
3. その機会に、地区教育振興の一環として「教育の日」制定を提案し、理解を得よう努める。
4. 条例制定を第一目標として、推進委員会を組織し活動する。
5. 既制定地区の条例制定運動やその手順・手続きなどを参考として、制定運動に入り行政当局や議会に陳情・請願署名運動を実施する。
6. 条例制定を得て趣旨賛同団体・諸機関等を結集して、実行委員会を組織し「教育の日」大会・週・月等の行事を開催・実施する。

※「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」「兵庫の教育推進月間」のように「教育の日」の名称を使わない形で制定している県もある。また、「○○市学びの日」のような名称で定めた都市もある。

### 3. 「教育の日」制定までの具体例

「教育の日」が制定されている都道県も制定までの歩みにはいずれも数年を要し、幾多の会合を経るなどご苦労が多い。また、制定の形も様々だが、北海道は「北海道教育の日」制定推進協議会による宣言方式、東京都は知事・教育委員会による公告方式、茨城県は県の条例方式などが見られる。ここに、三都道県退職校長会のご協力を得て、制定までの具体的な歩みや文書の例を示し、未制定府県の今後の参考に供することにしたい。

#### (1) 北海道の制定経過と趣意書・制定宣言

- 平成14年度 事務局・理事会等で、「北海道教育の日」制定の取り組みについて論議。  
北海道退職校長会・北海道教育振興会・日本教育会北海道支部の三者が中心となって推進することを確認する。
- 平成15年5月 北海道退職校長会総会において、制定推進について説明し賛同を得る。
- 10月 道教育庁企画総務部訪問、教育政策課主管と情報の交換。
- 10月 道退職校長会各支部へ制定のための趣意書やアンケート等を配布、前向きの回答を得る。

##### 「北海道教育の日」制定趣意書

未来の北海道を担っていく、豊かな心と創造性に満ちた、たくましい子どもの育成は、私たちの大きな責務であります。今日、家庭や地域社会の教育力が低下し、子どもたちは、道徳心や規範意識、公共心が薄れ、夢や希望を描き、明確な目標を持つことができず、社会への参画意欲も次第に薄れてきているなど、厳しい現状が指摘されております。

今こそ、家庭、学校、地域社会が連携を深め、それぞれの教育力を高める取り組みをしなければならない大切な時期にあります。

すべての道民が、家庭で、学校で、地域社会で、教育の重要性を再認識し、その在り方を考え、明るくいきいきとした子どもたちを育てる教育を目指すことが強く望まれます。

以上の趣旨により、私たちは、「全道民が、教育尊重の機運を高め、北海道教育の振興を図る日」として、「北海道教育の日」の制定を提言いたします。

- 平成16年7月 三者による「北海道教育の日」推進会議開催。
- 8月 道教委訪問、今後の方向性について意見交換。
- 9月 第1回設立準備委員会開催。(その後開催多数)
- 10月 同設立準備委員会と道教委に設置されている「教育の日」に関する検討委員会との合同会議開催。
- 平成17年1月 「北海道教育会議」において、制定推進の趣意について説明し、協力を要請する。
- 2月 道教育長に要請訪問。札幌市教育委員会に要請訪問。
- 7月 三者による設立準備委員会開催。
- 8月 現職各種校長会、各種教頭会、幼稚園長会、PTA連合会、日本教育会北海道支部、北海道教育振興会、北海道教育研究所連盟、北海道青少年育成協会、青年会議所、北海道体育協会、経済団体、社会福祉女性団体等30団体の参加表明を得る。

- 平成17年11月 「北海道教育の日」制定推進協議会設立総会開催（その後同幹事会数回）構成団体は35団体になる。
- 平成18年11月 1日 「北海道教育の日」制定大会開催。  
「制定宣言」の採択、キャッチフレーズ・シンボルマークの決定。  
記念講演、幼稚園児、高校生等によるアトラクションなど。
- 平成19年10月 2日 制定推進協議会の解散総会、「北海道教育の日」道民運動推進協議会設立総会開催。

### 「北海道教育の日」制定宣言

今日の教育には、子どもたちに、時代の大きな変化の中にあっても、自ら直面する困難に立ち向かい、乗り越えていくこうとする力を育てていくことが求められています。

一方、子どもたちの学力低下への懸念、道徳心や規範意識、公共心の希薄さ、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。もとより、教育は、人格の完成を目指すとともに、社会の形成者を育成する使命を持ち、まさに、社会の存立基盤をなすものであります。北海道の未来を託す子どもたちが、明るく生き生きと毎日を過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高めながら成長していくことは、私たちの願いであり、その環境を整えていくことは、私たちの責務です。

すべての道民が、教育についての理解と関心を高め、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を担い、「北海道の子どもたちは、道民の手で育んでいく」という思いをもって、語り合い、行動する契機となる日として、毎年11月1日を「北海道教育の日」とすることを、本日、ここに宣言します。

平成18年11月 1日

「北海道教育の日」制定推進協議会

## (2) 東京都の制定経過と請願書・制定公告

- 平成12年 東京都退職校長会支部長会で「教育の日」制定運動実施を提起する。
- 平成12年10月 都教育庁は「心の東京革命推進協議会」を結成し、「行動プラン」の中に「教育の日」の制定を明記する。
- 平成13年 7月 都退職校長会に「教育の日」特別委員会を設置する。
- 平成13年 前記委員会と支部長会で、「教育の日」制定の趣意書を作成する。
- 同 都議会事務局から「請願」に関する助言を受ける。
- 同 本会正副会長と都教育長、また都議会文教委員会副委員長と「教育の日」制定について面談する。
- 同 支部長会で、「教育の日」制定のための署名運動を決定し、全支部で署名活動を行う。
- 平成14年 5月 都議会に「教育の日」制定に関する請願書を約9,000名の署名簿を添えて提出する
- 9月 都議会定例会で「教育の日」に関する請願を趣旨採択する。
- 平成15年11月 東京都は「教育の日」の宣言文を採択する。
- 平成16年 2月 都知事と東京都教育委員会は、「東京都教育の日」制定を公告した。

## [教育の日] 設定に関する請願

平成14年5月9日提出

東京都議会議長 ○ ○ ○ ○ 殿

郵便番号113-0034

東京都文京区湯島4-12-3

電話番号 03-5814-5615

東京都退職校長会代表 大高正夫(印)

紹介議員 ○○○○(印) ○○○○(印) ○○○○(印)

◇ 東京都において「教育の日」を設定していただきたい。

家庭・学校・地域・社会の教育力が低下し、正に教育は困難の時を迎えてる。今こそ、全都民の力を結集し、一人ひとりの子どもに、主体的で個性的な、力強く「生きる力」を身につけさせねばならない。その為に、都民が一層の力を尽くし、より深い教育の理解と、その再生を進めるべきときと考え、ここに「教育の日」の設定を請願する。

◇ 理由

### [1] 戦後経済の発展と教育の憂慮すべき現状

日本の戦後50年、国家再建の合言葉は常に「経済発展」であった。経済発展への流れは、多くの努力と創造の力に支えられて、わが国に繁栄をもたらしたが、国民の間に頽廃と混迷、沈滞と閉塞感を生んだ。さらに「教育」と言う重要なキーワードを見失うこととなり、これらが子どもたちの心を蝕み荒廃を生んだ。そして、子どもたちの基礎的学力の低下が憂慮される中、その心から忍耐力や気力を失わせ、人間として大切な、思いやりの心や感謝と奉仕の心をも見失わせる結果となった。

### [2] 家庭・学校・地域・社会教育の現状

家庭にあっては、親子の間に心の絆が見失われ、子どもの心に孤独感と無力感とが暗い陰をおとし、地域・社会でも人々の連帯が弱まるなど家庭や地域の教育力を著しく減衰させている。学校教育では、平成14年度から新学習指導要領と学校週五日制が完全実施され、教育は今、大きな転換期を迎えようとしている。しかし、教育現場に目を向けると、不登校や校内暴力、陰湿ないじめは増加の一途を辿り、一方では学力の低下も憂慮されるなど、多くの問題を提起している。我々はこうした事態に対し、都民すべてが勇気を持って、望ましい教育環境を整備創出するよう一体となって努力すべき時と考え、改善の起点として「教育の日」をおきたいと考える。

### [3] 教育の再建

「国家百年の大計」としての教育を軽視してきた趨勢は青少年の心を荒廃させ、深刻な様相を呈している。われわれ東京都退職校長会は、家庭教育の在り方、学校教育の在り方、地域社会全体の教育の在り方について、多くの都民と理解・協力を深め、日本の教育創造と構築のために、あらゆる努力を惜しまないものである。

### [4] 「教育の日」の設定

先に教育改革国民会議が提唱した、地域における「教育の日」や、東京都が「心の東京・革命行動プラン」に述べている「教育の日」趣旨を基礎として、官民・都民一体となって、「教育の日」設定を実現すべく、教育を憂える多くの都民とともに、ここに請願する次第である。

## 教育の日制定公告

東京都教育の日の制定について

東京都教育の日を平成十六年二月十二日、次のとおり定めた。

平成十六年二月二十日

東京都知事 石原慎太郎

東京都教育委員会

東京都教育の日は、十一月の第一土曜日とする。

### (3) 茨城県の制定経過と制定条例

平成10年度 茨城県退職校長会は、平成10年度の定期総会で「教育の日」制定運動について提案の上、重点目標として掲げた。さらに県教育委員会はじめ教育関係諸団体に協力を要請し、県民会議をはじめ16団体による実行委員会を組織した。

平成12年度 この年度より11月13日「県民の日」に毎年推進大会を開催、県民各位への理解を深めた。

平成15年度 県知事及び県議会との話し合いにより陳情ならびに請願を行った。

平成16年度 6月定例県議会において全会一致で条例が制定され、11月1日を「いばらき教育の日」、11月を「いばらき教育月間」として取り組むことになった。  
11月1日に条例制定記念大会を開催、さらに「まち全体が学校になる」を合言葉に小・中・高校の学校公開等県内全域で約2,000の行事を展開した。

### 「いばらき教育の日」を定める条例

第1条（目的）県民の教育に対する关心と理解を深め、学校、家庭、及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図ることにより、豊かな心と確かな学力を備えた明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、いばらき教育の日を設ける。

第2条（いばらき教育の日）いばらき教育の日は11月1日とする。

第3条（いばらき教育月間）いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年11月をいばらき教育月間とする。

第4条（県の取組）県は、広くいばらき教育の日の趣旨を県民に普及させ、県民による教育に関する主体的な取組を促進するなど、いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

第5条（市町村に対する支援）県は、市町村が行ういばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組について、市町村に対し、必要な助言及び協力を行うものとする。

第6条（県民の取組）県民は前2条の取組に積極的に参加するとともに、自らいばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

（平成16年6月16日公布）